

の事務連絡の「育児支援」の位置付けとその条件は「役割への支援」という観点から見て問題があると言わざるを得ない。なぜなら対象となる「育児支援」を「利用者（親）が本来家庭内で行うべき養育を代替するもの」と位置付け、居宅介護と重度訪問介護の対象範囲とする条件として、①障害者（親）が障害によって家事や付き添いが困難な場合、②利用者（親）の子どもが一人では対応できない場合、③他の家族等による支援が受けられない場合、という3つの状況すべてに該当する場合と限定しているためである。以下、問題点を整理する。

一つ目の問題点は「育児支援」を「利用者（親）が本来家庭内で行うべき養育を代替するもの」と位置付けていることである。代替とは、「他のもので代えること」という意味であり、親にインペアメントがあるために子育てを介助者が代わりに行うというニュアンスが感じられる。生活の様々な場面において人は皆それぞれにこだわりや志向を持っており、子育てについてもどのように子どもを養育するのか、その方針やポリシーは人それぞれである。親役割への支援は、「障害者が親としての主体性をもち、その役割を遂行する上でサポートを要する部分を支援する」という点を明確にする必要がある。代替としての子育て支援はともすれば親の主体性を脅かす危険性を孕むものである。二つ目の問題点は、「育児支援」を介助サービスの対象範囲とするための条件に「他の家族等による支援が受けられない場合」としていることである。「役割への支援」は、個人が担う役割を遂行するための支援であり、個人を単位として行われるべきものである。

4. 親役割への支援

障害者の親役割への支援とは具体的にどのようなものだろうか。障害者の子育てに関する先行研究は決して多いとは言えないが、数少ない調査等からは親である障害者の子育ての実態が少しずつ明らかになってきている。

親役割への支援が必要な場面や内容は、①親である障害者のインペアメントの状況（種類、程度、先天的なものか後天的なものかなど）、②子どもの年齢、③家族の状況（家族構成や家族成員の状況、家族関係）、④地域の特性（慣習や交通事情等）（佐々木:2006）によって少しずつ異なり、また⑤親自身が捉える親役割の範囲も深く関係する。

特に子どもの年齢は、親役割への支援が必要となる量や場面、内容と密接な関係をもつ。一般的に、子どもの乳幼児期は授乳やおむつ交換、着替え、外遊びの付き添い、健康状態の把握や通院、爪切りなど、子どもの身辺的な世話や見守りが中心となり多くの時間を費やす。また保育所や幼稚園への送迎も大きな問題となる。小学校に入学してからは主に先生や他の保護者とのやり取り、子どもの字の書き方や簡単な宿題を見ることについての支援を求める声も多い（サポート日野:2009）。また子どもの放課後活動への送迎の問題もある。パートナーも障害がある場合、親役割への支援はより一層必要である。例えば夫婦ともに全盲である場合、家庭の中で子どもに視覚的なことを教えることは難しい。そのため介助者には子どもの字の書き方を見るなど多くの

親がしていることを代わりにお願いしたいと考えていても、介助派遣を受けている 3 事業所中 2 事業所から「そこまでは見られない」と断られるケース（サポート日野:2009,270）もあるなど、必要としている支援が「介助サービスの対象範囲ではない」との理由で提供されないことが日常的にある。

一方で、20 代の子どもと暮らす脳性麻痺の女性の事例では介助者が子どものことに口を出さないよう、介助者が「親」とならないよう子どもと介助者の距離感に気を使っていること（サポート日野:2009,264）、また小学生の子どもとパートナーと同居する脳性麻痺の女性からは子どもがお菓子袋を開けたいが開けられないという場面を例に、「子どもが直接介助者に依頼し袋を明けてもらうのではなく、母親である自分を通して自分が必要と判断した場合介助者に指示し開ける」というステップを踏むことが大事という声が上がっている（サポート日野:2009,257）。これらの当事者の声は、介助者は親である障害者自身の介助や子育て場面における親役割の遂行のために必要であるが、介助者は親の代わりではないということを示している。

以上のように 8、障害者の親役割に対して必要とされる支援は、障害者一人ひとりの状況によってニーズは異なり、同じ人でも子どもの成長により必要な支援場面や内容が変化するものである。そして忘れてはならないのは、親役割への支援は障害者が親役割を遂行するための支援であり、介助者が親の代わりとなるものではないということである。

5. 障害者権利条約と「役割への支援」

障害者権利条約では障害をもつ人の役割についてどのように捉えているだろうか。

権利条約では第 23 条において「家庭及び家族の尊重」を規定している。そしてその 2 項において「締約国は、障害のある人が子どもの養育について責任を遂行するに当たり、その者に対する適切な援助を与える」と定めている。「責任を遂行するための援助」は本稿で検討した役割を遂行するための支援と同義と考えられる。また前文(y)においては「市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野への障害のある人の平等な権利を伴う参加を促進すること」と規定されている。以上のことから権利条約は障害者が他の者と等しく市民的分野をはじめとした権利をもつこと、そして役割とそれに伴う責任をもつ存在として確認し、役割を遂行するための支援を締約国に求めていると言える。

⁸ 障害をもつ親の子育てに関する調査や研究はこれまでそのほとんどが女性障害者を対象としたものであった。今後は男性障害者を含めて親役割への支援を検討する必要がある。男性障害者からみた子育て支援が必要となる場面や内容は女性障害者から挙げられた内容と異なる可能性もある。今後親と子ども双方のジェンダーを意識した分析が必要となる。

6. まとめと考察

障害者は長い間保護される客体として捉えられ、権利の主体者として認識されることはなかった。こうした障害者観は障害者施策に反映され、障害者が現実として担っている、あるいは支援があれば担える社会的役割や家族役割については考慮されることはなかった。障害者の日々の暮らしを支える介助制度においては、措置制度の時代から親である障害者が利用する介助サービスにおいて育児支援の観点から子どもの養育に関わる介助を制度の対象と位置付けていた。しかし、その対象は非常に限定的なものであり、障害をもつ親が必要とする支援のほんのわずかな部分でしかなかった。さらに都道府県、市町村に対して周知徹底がなされていなかったため、介助派遣事業者がその内容を知る機会も少なく、現実として子育てに関わる介助の提供はほとんど行われてこなかった。

必要な支援を得ることができない親である障害者は配偶者や親、友人などのインフォーマルな支援を中心にやり繰りしていた（佐々木:2006）。公的な支援の不備は子育て中の障害者に大きな困難を与えることに加え、将来的に子どもをもつことを考える障害者に妊娠、出産、子育てに対する不安を与えるものであった。

こうした中で 2009 年に出された事務連絡は「育児支援の観点から行う介助」として、従来認めていた内容に加え、子どもの通園や通院が加えられるなど制度対象の範囲が拡大された。しかしこの事務連絡では「育児支援の観点から行う介助」を障害者本人が親役割を遂行するための支援として位置付けるのではなく、「家庭内で行うべき養育の代替」と位置付け、これらの支援を制度対象とするための条件に「他の家族等による支援が受けられない場合」としている。

しかし障害者権利条約は前文及び第 23 条において障害者が他の者と等しく市民的分野をはじめとした権利をもち、役割とそれに伴う責任をもつ存在として確認し、子どもの養育について障害者が責任を遂行するための支援を締約国に求めている。また同条約第 19 条は「地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために（中略）必要な在宅サービス、居住サービス、その他の地域社会の支援サービス（パーソナルアシスタンスを含む）」の整備を規定している。以上から、障害者権利条約の批准にあたり、障害者施策は介助サービスの中に、親役割を含めた障害者がもつ社会的、家族的役割を遂行するための支援を明確に位置付ける必要があるといえる。

上記のように捉えると、介助サービスは介助の必要量について障害者本人のインペアメントを中心とするだけでなく、役割を遂行するための介助量（時間数）についても考慮することが必然的に求められる。そして介助内容や範囲は日々の暮らしの中で役割遂行という場面をもつ障害者の生活を包括的、総合的に捉え検討されることが不可欠である。

しかし現行の障害者自立支援法においては、障害者の生活を包括的に捉えた支給決定が可能な仕組みとはなっていない。支給決定の流れを見てみると障害程度区分を決定することから始まる。その後障害程度区分に加えて他の項目も勘案して支給決定がなされ、利用できるサービスの種類と量が確定する。そして確定したサービスの種類と量をもとに、その範囲内でサービス利用計画を策定する流れとなっており、さらに

障害程度区分の決定はそのまま国庫負担金の確定となる。問題点は、支給決定について障害程度区分が大きな制約要因となり、あくまで支給決定の範囲内で事後的にサービス利用計画が作られることである。しかし利用計画作成後に支給決定が行われるだけの変更では問題は解決できない。なぜなら国庫負担金が障害程度区分のみで決まる仕組みは変えられないままであり、支給決定にあたっての財政的制約は解決しないためである（茨木他:2009,286-288）。

このような支給決定方法の下では、障害者の自立生活の中身まで考慮した支給決定がなされることは期待できない。この問題に対して茨木と尾上は岡部のいう交渉決定モデルを「協議・調整モデル」と表現し現行の自立支援法の支給決定の仕組みから、障害程度区分は廃止し、本人の意向を基本として、精神・身体の状態のみならず、社会参加の制約や環境要因も勘案して支給決定する仕組みへの変更を提起する（茨木他:2009,290-292）。筆者は自立生活への支援として介助サービスの中に「役割への支援」の視点を位置付け、「役割への支援」を含めた介助サービス量を確保するためには、協議・調整モデルによる支給決定が必要であると考えます。

加えて自立生活を実現するために必要な介助サービスの質を担保するためには、まず障害者基本法やその他の国内の法や制度において障害者の権利を明確に規定すること、それと同時に差別の定義を持ち、罰則規定のある障害者差別禁止法の制定が必要である。自立生活や介助サービスはそれが権利であるとの認識が確固たるものでなければ、そこへの支援は質量ともに揺らぎやすい。何が権利であり、何が差別に当たるのかを明確にすることは、その権利の侵害や差別に対して敏感でいられる。また差別禁止法の存在は差別や権利侵害に対して実質的な救済が可能となる。

また介助サービスそのものの在り方も問われる。介助サービスの質は一つの物差しで測れるものではなく、利用する障害者それぞれの満足度によって良し悪しが判断されるものである。そのためそれぞれの障害者のライフスタイルやニーズにあった多様な介助の選択を可能とするだけの「介助を得るための方法」がパーソナルアシスタンスを含めて必要となる。選択を可能とするためには、種類や量が存在することが条件となる。また介助を利用する障害者がその人に適した介助サービスにアクセスするための支援の整備も求められる。

障害者の生活は介助制度の在り方や実際の介助に携わる人材によりその質が左右される。また制度運用に関わる自治体職員の質にも大いに影響を受ける。自治体の職員に対する制度の適切な運用方法の周知徹底、障害者の自立生活に関する理念等の教育も重要と考える。こうした教育は障害をもつ当事者により行われる必要があるのは言うまでもないだろう。

<参考文献>

- 伊藤智佳子（2004）『女性障害者とジェンダー』一橋出版
茨木尚子、大熊由紀子、尾上浩二、北野誠一、竹端寛編著（2009）『障害者総合福祉サービス法の展望』ミネルヴァ書房
岩田直子（1995）「障害を持つ親の子育て実態と子育て支援の課題に関する一考察」

- 全身性障害を持つ親の事例を通して」『Socially』明治学院大学社会学・社会福祉学会
- 佐々木愛佳（2006）『障害をもつ親の子育ての実態と支援の方向性に関する一考察－視覚障害をもつ親の子育て支援を事例として－』明治学院大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻修士論文
- サポート日野（2009）『『介助を受けて自立生活をする障害者の生活実態調査』報告書』厚生労働科学研究費補助金・障害保健福祉総合研究事業『障害者の自立支援と「合理的配慮」に関する研究－諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立支援法の可能性－平成21年度総括研究報告書』（研究代表者：勝又幸子）,235-271
- 障がい者制度改革推進会議（2010）「障害者制度改革の推進のための第二次意見書」
- 田中恵美子（2009）『障害者の「自立生活」と生活の資源－多様で個別なその世界』生活書院
- 土屋葉（2004）『障害者家族を生きる』勁草書房
- 星加良司（2007）『障害とは何か ディスアビリティの社会理論に向けて』生活書院
- 丸山一郎（1994）「障害者施策の新展開－『障害者基本法』の目指すもの－」『社会福祉研究』第60号
- 森岡清美、望月嵩（1993）『新しい家族社会学 三訂版』培風館
- 要田洋江著（1999）『障害者差別の社会学 ジェンダー・家族・国家』岩波書店
- Barnes,Colin,Geof Mercer and Tom Shakespeare,1999,Exploring the Disability:A Sociological Introduction,Cambridge:Polity Press.(=杉野昭博、松波めぐみ、山下幸子訳)『ディスアビリティ・スタディーズ－イギリス障害学概論』明石書店
- 平成9年7月厚生省「ホームヘルプサービス事業実務問答集」
- 平成15年6月厚生労働省「支援費制度関係 Q&A」
- 平成21年7月10日厚生労働省「障害者自立支援法上の居宅介護(家事援助)等の業務に含まれる『育児支援』について」

女性政策は障害女性の課題をどのように位置付けてきたか

障害女性が受ける複合差別の課題化に向けて

瀬山 紀子

はじめに

現在、国内の障害者制度が、国連・障害者権利条約（2006年採択、2008年発効）の批准に向けた制度改革のなかで、大きく変わろうとしている。2010年1月には、国内の障害者制度を見直していくための障がい者制度改革推進室が作られ、6月には推進室のもとに置かれた障がい者制度改革推進会議による「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」（第一次意見）が、12月には「障害者制度改革の推進のための第二次意見」（第二次意見）が出され、現在、さらに障害者基本法の改正や、差別禁止規定を含む新たな法律の策定も検討されている。

国連の人権条約である障害者権利条約にはいくつかの特徴があるが、そのひとつに、権利条約6条に示された障害のある女性及び少女が置かれている複合的な差別への言及を上げることができる⁽¹⁾。

国連での人権に関する議論のなかで、複合差別の視点がとりいれられたのは、1995年の第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」からだとされる⁽²⁾。そこには、年齢、障害、社会経済的地位、特定の民族的・人種的集団への帰属等の要素が、女性に複合的な不利益をもたらすとの認識が記された。また、2000年3月には人種差別撤廃委員会で「人種差別のジェンダーに関連する側面に関する一般的性格を有する勧告25」（ICERD/C/56/Misc.21/Rev.3 第56会期、2000年）が採択されている。この勧告では、「人種差別が女性にのみ、もしくは主として女性に、男性とは異なる態様・程度で影響を及ぼす状況があること」、また、「女性は、ジェンダーに関連した障壁の故に人種差別に対する救済措置や苦情処理手続きを利用できないこと」があるなどの理由から、「ジェンダーを基準に細分したデータ」を提示し、「それがなければ注目されることなく、またそれに関心がむけられることのないままとされる可能性のある女性に対する人種差別形態を委員会および締約国が認識し、比較し、及びそれを矯正する措置をとること」が必要であることが示された⁽³⁾。

こうした流れのなかで、2000年11月には、国連人権高等弁務官事務所、国連女性開発基金等による「ジェンダー差別と人種差別に関する専門家会議」が開かれ、国連がこれまでの人権に関する議論のなかで、「一つの差別形態しか捉えず、他の形態の差別との交差性を捉えてこなかった」ことを反省し、「様ざまな抑圧構造がどのように結束して公的生活でも私的生活でも女性と少女の不利益をもたらすのかを明らかにし、救済と是正のための法的文書を確立すべき」であることが提案されている⁽⁴⁾。

障害者権利条約の6条に、障害のある女性に関する条文が設けられ、そこに、「(国は) 障害のある女性及び少女が複合的な差別を受けていることを認識し、また、これ

に関しては、障害のある女性及び少女がすべての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる」こと、及び、「条約に定める人権及び基本的自由の行使及び享有を女性に保障することを目的として、女性の完全な発展、地位の向上及びエンパワーメントを確保するためのすべての適切な措置をとる」ことが明記された背景には、上記した国連の人権に関する、特に 2000 年以降の議論の流れを読み取ることができる⁽⁵⁾。

では、日本のなかで、2000 年以降進められてきた女性政策、具体的には 1999 年に作られた男女共同参画社会基本法に規定される行動計画である男女共同参画基本計画では、複合差別の視点はどのように扱われてきたのだろうか。

本稿では、今後さらに検討が進められることになる国内の障害者制度改革の議論のなかに、障害者権利条約 6 条に示された障害がある女性の課題を位置付けていくためにも、先行して作られてきた国内の女性政策・男女共同参画政策のなかで障害女性に対する言及がどのような変遷をたどってきたのかを記述し、現状の課題を提示することとしたい。

1. 男女共同参画計画に障害女性の課題はどう位置付けられてきたか

男女共同参画社会基本法は、1995 年に北京で開かれた第 4 回世界女性会議で採択された北京行動綱領が各国政府に策定を求めた国内行動計画に位置付く男女共同参画 2000 年プランが 1996 年につくられた際に、「男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律についての検討」をする、という課題が示されたことに端を発して、1999 年に制定された。

この法律は、基本法という名前が明らかにしているように、国の政策全体を貫く基本理念を明示するもので、具体的な権利義務関係についての個別規定が設けられている法律ではない。法律は、その基本理念を示す前文に、「男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、前文に続く 28 の条文で構成されている。

基本法には、北京行動綱領に見られた複合差別への取り組みといった課題は見当たらず、障害に限らず、性別に基づく差別とは異なる位相の差別状況に置かれる可能性のあるマイノリティ集団やそれら集団が受ける複合差別については言及していない。ただし、法律 13 条「男女共同参画基本計画」に規定され、現在までに 2 度の改定が行われた国内の男女共同参画基本計画においては、高齢者や障害者、外国人といった女性のなかでもマイノリティとされる集団の課題解決に向けた取り組みを示す計画を見ることができる。

以下で、第 1 次計画から順に内容を検討していきたい。

1-1. 第 1 次男女共同参画基本計画

2000 年に策定された第 1 次基本計画で障害についての言及があるのは、「6 章 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備」の項目、1 か所だった。そこには次のような言及がみられる。

6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

(4)障害のある者への配慮の重視

「ノーマライゼーション」の理念に基づいて障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会を構築し、障害者施策の目標である「完全参加と平等」の実現を目指す。その際、あらゆる場面で障害のある女性への配慮を重視する。

障害者基本法に基づく障害者基本計画に従い、障害のある人々に対するサービスの整備、障害のある人々が社会生活を送る上で直面する物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面での障壁及び意識上の障壁等の除去に向けて、障害のある女性のニーズへの対応に配慮しつつ、各種施策を計画的に推進する。

(第1次男女共同参画基本計画(下線は筆者による。以下同じ))

上にみたように、ここでは、障害者施策全般を進めることが男女共同参画社会の形成にとって重要であることが示された上で、特に施策を進めるにあたって、障害のある女性への配慮や、そのニーズへの対応が課題であるという認識が示されている。こうした計画の構造は、地方自治体で作られている男女共同参画計画にも反映され、自治体計画にも「ノーマライゼーション」や「バリアフリーの推進」、「障害者が共に生きる社会の実現」といった書き込みを見ることができる⁽⁶⁾。

しかし、国の計画のなかには、特記して書かれた「障害のある女性への配慮」や「障害のある女性のニーズ」に関する具体的な言及はなく、そのためか、計画の実施状況を示す男女共同参画白書をみても、そこには一般的な障害者施策の進捗を示す内容以外の、「障害がある女性への配慮」やその「ニーズへの対応」にあたる部分の報告は全くみることができなかつた⁽⁷⁾。

1-2. 第2次男女共同参画基本計画

第1次計画から5年後の2005年に作られた第2次基本計画では、障害者に関わる課題に関する書き込みの量が増え、障害に特化した項目以外の箇所でも障害の課題が扱われた。以下に部分を引用する。

2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 法令や条約の周知等

男女共同参画に関連の深い男女共同参画社会基本法などの国内法令、女子差別撤廃条約などの条約等について、わかりやすい広報を工夫するなど、その内容の周知に努める。また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の情報提供に努める。その際、児童、高齢者、障害者、外国人等情報を得にくい状況にある者に対して配慮する。

(第2次男女共同参画基本計画)

上記の箇所では、障害者が、高齢者や子ども、外国人と並んで、「情報を得にくい状況にある集団」であり、配慮が必要であることが示されている。この文章は、第3次

計画にも引き継がれた。ただ、ここで例示されたそれぞれの集団が具体的に情報取得に関してどのようなニーズを持つのかについての言及はない。

障害者に対する情報発信の仕方については、現状でもさまざまな課題が指摘されている。それは、例えば、何らかの権利侵害を受けたときに利用できるはずの相談機関への連絡手段として表示してあるものが電話に限られているなどの状況に現れている。その場合、聴覚障害がある人で本人が電話を使うことが困難な人は利用できないことになってしまう。そこから見えるのは、相談機関の周知と合わせて、その利用を容易にするための改善策をとる必要性だと言えるだろう。

一方、障害に特化した項目の箇所では、内容はほぼ第1次計画と変わらないものの、第1次計画では、「障害のある女性のニーズへの対応に配慮」とされた箇所が、第2次計画では、「障害のある男女それぞれへの配慮」と書き改められていることがわかる。

(4) 障害者の自立した生活の支援

障害のある人もない人も共に生活し活動できる「ノーマライゼーション」の理念に基づいた社会を構築し、障害者施策の目標である「完全参加と平等」の実現を目指す。その際、あらゆる場面で障害のある男女それぞれへの配慮を重視する。

(5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備

社会のあらゆる分野で女性と男性が安全・安心な状況の中で自らの能力を十分に発揮し、自己実現を図っていく観点から、社会基盤の整備に当たってこれまでともすれば障害のない成人男性を前提としがちであった施策の立案・実施等に関し、日常的に利用する女性や高齢者、障害者等のニーズが十分に反映されるよう努める。

総合的な障害者施策の推進

障害者基本法に基づく障害者基本計画に従い、障害のある人々に対するサービスの整備、障害のある人々が社会生活を送る上で直面する物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面での障壁及び意識上の障壁等の除去に向けて、障害のある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、各種施策を計画的に推進する。

(第2次男女共同参画基本計画)

第1次計画で示された「障害のある女性のニーズ」への対応は、すでに書いたように、白書をみると、具体的政策レベルにはまったく落とされておらず、実質的な意味はもっていなかったことがわかっている。その意味では、文言が、「障害のある男女それぞれのニーズへの対応」に移行したことは、より、その傾向、つまり、障害者施策のなかのジェンダー課題を不可視化してしまう傾向を強めたものだと捉えることができるだろう。

次に、もう一つ、第2次計画で新たに障害の課題が加わった箇所が「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に関する項目になる。そこでは、職務関係者の配慮、及び、暴力被害を受けた人が身を寄せる一時保護施設的环境改善が課題に上げられた。

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

被害者に対する職務関係者の配慮の徹底

配偶者暴力防止法が対象としている被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）や障害のある人も当然含まれていることに十分留意しつつ、その立場に配慮することを徹底する。

一時保護

高齢者、障害者等である被害者に対し、適切に対応できるよう、婦人相談所一時保護所の必要な環境改善を進める。

(第2次男女共同参画基本計画)

第2次計画で書かれた上記二つの課題については、第3次計画にも引き継がれている。

女性に対する暴力については、第1次計画が作られてから第2次計画が作られる間の2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が制定され、2004年には、第1次改正を終えるなどの大きな変化があった。この第1次改正の際、下記引用の下線部分が追加されている。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

DV防止法では、この規定を受け、配偶者からの暴力被害者支援情報として、「障害をもつ被害者への対応上の留意事項」をサイト上にアップしている⁽⁸⁾。

第2次計画の女性に対する暴力の項目での障害女性への言及は、こうしたDV防止法の第1次改正を踏まえて書かれたものだった。ただ、計画で示された一時保護所の環境改善状況や、障害がある被害者の受け入れ状況については、その後も特に公表されていない。

1-3. 第3次男女共同参画基本計画

続いて、2010年12月に閣議決定された第3次基本計画についてみていきたい。

第3次計画では、表1をみても明らかなように、障害の課題への言及が大幅に増え、複合的に困難な状況に置かれている集団の課題が明示的に示されたものになったといえることができる。

背景には、2009年以降の貧困問題の社会化や、第3次基本計画策定前にまとめられた「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する監視・影響調査報

告書」(内閣府 2009)での障害問題への言及などを上げることができる。また、この計画が、2009年に起きた政権交代後に作られた計画であるということも、計画全体がこれまでの計画とは変わった背景にあることを指摘できるだろう。

第3次計画では、基本的な方針のなかに計画で改めて強調している視点として、まず、以下の言及がなされた。

様々な困難な状況に置かれている人々への対応

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で貧困に陥る層が増加している。女性は、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として貧困など生活上の困難に陥りやすい。また、障害がある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくない。

家庭や地域における男女共同参画の推進や女性が働きやすい就業構造への改革など男女共同参画の推進が、様々な困難な状況に置かれている人々への対応にとって不可欠である。

(第3次男女共同参画基本計画)

ここでは、これまでの計画では明確には示されなかった複合差別の課題が、障害がある女性や外国人女性という例示によって示されるかたちとなっている。その上で、今後取り組むべき喫緊の課題として、セーフティネットの再構築がうたわれ、そこでも障害者や外国人が、「女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合に、適切な支援を行う」ということが書かれた。

さらに関連する分野「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」の項目には、障害も含む複合差別の課題が以下のように列記された。

—障害があること、日本で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることからくる複合的に困難な状況に置かれている場合がある。さらに、性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要である。

(第3次男女共同参画基本計画)

また、第3次計画には、これまでの計画には見られなかった数値目標が各分野に盛り込まれ、障害をテーマとする数値目標も示された。ただ、示された目標は、民間企業における障害者の実雇用率を、現行(2010年6月)の1.68%から、10年後の2020年に1.8%にするというもので、計画の理念に示されていたような障害がある人たちの課題のなかにある複合的な差別を解消する方策を示すものにはなっていなかった。

また、達成目標とされた障害者実雇用率1.8%という数値は、すでに現在、障害者雇用率制度で、民間企業に求められている障害者雇用率の数値であり、10年かけて達成する目標数値としてふさわしいものだとはいえない。

第3次計画は、理念のレベルでは、複合差別の視点を重視しながら、数値目標とい

った具体的なゴールを示す目標のなかには、その視点を取り入れることができていないというのが現状だと言えるだろう。

では、障害に特化した項目の箇所では、さらにどのような記述の変化がみられるだろうか。

すでに記したように、第1次計画では、「障害のある女性のニーズへの対応に配慮」という書き方がみられ、第2次計画では、「障害のある男女それぞれへの配慮」という書き方への移行がみられた。それが、第3次計画では、「障害のある男女それぞれへの配慮」を重視しつつも、「障害のある女性」が置かれている状況について留意する必要があるという書き方に書き改められていた。

また続く総合的な障害者施策の推進の項目では、条約の批准に向けた国内法の整備についての言及及び、その検討に当たって、「男女の平等」を含む条約の原則を踏まえること、そのために男女別の統計情報の充実を検討すること、が明記された。

2 障害者が安心して暮らせる環境の整備

施策の基本的方向

障害のある男女それぞれへの配慮を重視しつつ、障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築を進める。その際、障害のある女性は、障害に加えて、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要がある。

(第3次男女共同参画基本計画)

また、障害者の自立を容易にするための環境整備の項目では、障害がある女性への支援として、以下のように子育ての項目が書き加えられた。

障害者の自立を容易にするための環境整備

・子育てをする障害のある女性に対しての支援の仕組みが不十分であることや、障害に加え、子どもとの関わりに関する知識等を習得する環境が整わない場合には子育ての困難を抱えるケースのあること等の問題が指摘されている。子育てをする障害のある女性への理解や、支援に何が必要なのかについて地域での理解を深めるための取組を行う。

(第3次男女共同参画基本計画)

「子育てをする障害のある女性」の課題への焦点化は、これまでの計画を通して初めてなされた。しかし、前半で述べられている二つの課題、つまり「支援の仕組みの不十分さ」と、「子育てに関する知識習得機会の確保が困難」という点については解決の方向性が示されず、後半では、「周囲の理解」という点のみが取り組みの方向として示されているに留まっている。本来であれば、ここでは、先に上げられた課題への対応策として、子育てをする障害のある女性に対する介助派遣制度を含めた支援制度の強化や、さまざまな障害がある女性が参加できる情報保障の体制が整った、知識習得機会の確保などが、示される必要があるのではないだろうか。また、「子育てをする障

害のある女性」の課題への焦点化は、子育てを女性の役割とする従来型の性別役割分業を想起させるという点にも注意が必要だろう。

次に、第9分野の女性に対するあらゆる暴力の根絶の項目をみると、ここにも、あらたに「基本的考え方」が加わり、子どもや高齢者、障害者、外国人への支援の必要が示されていることがわかった。

子ども、高齢者、障害者、外国人等はそれぞれ異なる背景事情や影響を有していることから、これらの被害者の支援に当たっては様々な困難を伴うものであることにも十分配慮し、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが不可欠となっている。

(第3次男女共同参画基本計画)

しかし、対応についての具体的計画を示す項目については、第2次計画で示されたものがそのまま引き継がれたままで、新たな計画が示されることはなかった。また、数値目標にも、障害がある被害者に対応した相談機関や一時保護所の整備などの具体的項目はみられず、第2次計画以後、障害がある被害者に対応した環境改善がどこまで進んだのかについてはみえてこない。

最後に、第3次計画で新たに付け加わった「男性、子どもにとっての男女共同参画」(第3分野)に書かれた「障害がある子どもへの対策の充実」という項目をみておきたい。

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

カ 安心して親子が生活できる環境づくり

②障害のある子どもへの対策の充実

・障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。さらに、障害のある子どもが、身近な地域で安心して生活できるよう在宅サービスや放課後支援の充実に努めるなど、障害の特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取組を推進する。

(第3次男女共同参画基本計画)

他の項目でもみられたように、上記を読んでも、なぜ、この文章が「男女共同参画計画」のなかに書き入れられる必然性があるのかが理解しにくい。障害がある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みのなかに、男女での異なる課題はないのだろうか。また、特別支援教育の推進という枠組みのなかに、障害がある子どもの課題を集約させてしまうことに問題がないのだろうか、といった点も疑問が残った。

2. 今後の議論に向けて

みてきたように、2000年以降、2度の改定が行われた男女共同参画計画は、改定を

重ねるごとに、障害についての記述を増し、現在動いている第3次計画には、複合差別の認識やそれに対する取り組みの必要についても書き込みが見られた。しかし、計画として書かれた内容は、理念的なものに留まり、実行していく具体的施策には落とされていないのが現状だ。その意味で、複合差別の課題をどのような施策のなかに落としていけるのかを考えていくことは、今後の課題となっているとも言える。

翻って、障害者政策についてみていくと、これまでの障害者政策や障害者に関わる計画のなかでは、障害女性が受ける複合差別の問題については、まったく課題化されることがなく、見過ごされてきていた。

そうしたなかで、現在、ようやく、権利条約の批准に向けた制度改革の議論で、障害女性の課題が議論されはじめている。結果、第一次意見には、「女性であることによって複合的差別を受けるおそれのある障害のある女性の基本的人権に配慮する」(基本的考え方)という規定のほか、「障害のある女性が複合的差別を受けやすい状況、及び、障害のある子どもが自らその権利を確保することに困難を抱えている状況に配慮する」といった観点から、既存の諸施策に関する規定を見直すべき(障害者基本法の抜本改正)という方向が示される結果となった⁽⁹⁾。

さらに、第二次意見には、「これまでの障害者施策には、障害者の中でもっとも差別や不利益を受けるリスクの高い女性が置かれている差別的実態を問題にする視点が欠落していたと言わざるを得ない」という記述がなされ、「複合的な困難を経験している障害のある女性が置かれている状況に十分に配慮しつつ、その権利を擁護するために必要な施策を講ずること」が今後の制度改革の課題であると位置付けられた⁽¹⁰⁾。

障害女性の複合差別の課題は、第3次男女共同参画基本計画、そして障害者制度改革のなかで、それぞれに明示化され、取り組むべき課題とされた。では、現在、行わなければならないことは、どのようなことだろうか。

第3次計画で書かれているように「障害のある女性は、障害に加えて、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意」する必要がある。しかし、では、その具体的な課題とはどのようなものなのかは必ずしも明確にはなっていない。

第3次計画では、その具体例として、子育てをする障害がある女性の課題、また、DV被害にあった障害がある女性の課題を記していた。ただ、計画のなかでは、そこで示されていた課題に合致した支援施策は必ずしも示されていたとはいえなかった。また、子育ての課題(=子育てをする障害のある女性に対する介助派遣制度を含めた支援制度の課題や、さまざまな障害がある女性が参加できる情報保障の体制が整った、知識習得機会の確保についての課題)や、DV被害にあった女性の課題(相談機関の課題、一時保護施設の物理的環境の課題)に限らず、働くことについての課題(障害がある男性と比較しても障害がある女性は就労率が低いといった課題)や、所得保障に関する課題、教育の課題、障害がある女性のエンパワーメントに関する課題など、障害がある女性が、障害があり、女性であることによる複合的な困難を経験している課題はさまざまあることが考えられる。今後、さらにそうした具体的課題を明確化しながら、そこで必要となる制度を検討していくことが必要だ。

配慮の対象としてではなく、ニードの主体として、障害がある女性が当たり前、

さまざまな権利を行使しながら、社会のなかで暮らしていくために、障害者施策のなかにジェンダーの視点を、女性施策に障害女性の受ける複合差別の視点を、明確に位置付けていくことが必要だ。そのことを通して、障害者差別が、主として女性に、男性とは異なるかたちで影響を及ぼす状況があることを明らかにすると同時に、その実態を把握し、必要な支援策を講ずる必要がある。

註

- (1)障害者権利条約6条の政府仮訳は、「障害のある女子」とされているが、ここでは、**women and girl with disabilities** をもとに「障害のある女性及び少女」という訳を採用する。政府訳の問題については青海 2007 を参照のこと。
- (2)この見解については、「ジェンダー差別と人種差別に関する専門家会議報告」(IMADAR-JC,2003,222p)による。
- (3)「人種差別のジェンダーに関連する側面に関する一般的な性格を有する勧告 25」については、反差別国際運動日本委員会 (IMADAR-JC) マイノリティ女性に対する複合差別プロジェクトチーム 2003、245 頁を参照した。
- (4)「ジェンダー差別と人種差別に関する専門家会議」の報告については、反差別国際運動日本委員会 (IMADAR-JC) マイノリティ女性に対する複合差別プロジェクトチーム 2003 に資料として 23 頁にわたる記録が掲載されており、それを参照した。
- (5)障害者権利条約の訳文は、川島聡＝長瀬修仮訳 (2008 年 5 月 30 日付)
<http://www.normanet.ne.jp/~jdf/shiryo/convention/index.html> による。
- (6)例えば、埼玉県の男女共同参画推進計画では、「特別な配慮を必要とする人への支援」という項目で、「障害のある人や妊娠期の女性、高齢者、外国人など、日常生活における自立や社会参加を行う上で様々な制約を受けがちな人たちが、その能力や意欲を發揮しながら社会参加し、充実した生活を送ることができるよう、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るとともに、バリアフリーの視点に立ったまちづくりを積極的に推進します」とし、推進項目に「高齢者、障害のある人などを地域全体で支える仕組みづくり」、「誰もが住みよいまちづくり・バリアフリーの視点に立ったまちづくり」の二つをあげている。
<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/danjyo-plan/>
- (7)計画の翌年にでている男女共同参画白書を見ると、「我が国の障害者施策は、障害者基本法のノーマライゼーション理念に基づき、障害のある人々の自立と社会参加を推進することを目的に総合的に進められている。このため、障害者基本法に基づく国の障害者基本計画である「障害者対策に関する新長期計画」及び「障害者プランーノーマライゼーション7か年戦略ー」に沿って、(中略) 障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会を構築し、障害者施策の目標である「完全参加と平等」を実現することを目指している」という文章があるが、障害がある女性についての言及は全くみられない(内閣府 2001)。
- (8)内閣府のウェブサイト上にある「障害をもつ被害者への対応上の留意事項」
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/siensya/09.html>

(9)障がい者制度改革推進会議 2010「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」(第一次意見)より引用

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/pdf/iken1-1.pdf>

(10)障がい者制度改革推進会議 2010「障害者制度改革の推進のための第二次意見」(第二次意見)より引用

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/pdf/iken2-1.pdf>

<参考資料・文献>

反差別国際運動日本委員会 (IMADAR-JC) マイノリティ女性に対する複合差別プロジェクトチーム 2003『マイノリティ女性の視点を政策に！社会に！ 女性差別撤廃委員会日本報告書審査を通して』解放出版社

青海恵子 2007「障害者権利条約の精神とジェンダー視点」『女たちの 21 世紀』(No.52,pp16-20) アジア女性資料センター

関哲夫(編) 2001『資料集 男女共同参画社会 世界・日本の動き、そして新たな課題へ』ミネルヴァ書房

瀬山紀子 2006「国連施策の中にみる障害を持つ女性 不可視化されてきた対象からニードの主体へ」『F-GENS ジャーナル』(NO.6,pp63-69) お茶の水女子大学ジェンダー研究センター

坂東真理子 2009『日本の女性政策 男女共同参画社会と少子対策のゆくえ』ミネルヴァ書房

東俊裕監修 2007『障害者の権利条約でこう変わる Q&A』解放出版社

内閣府 2001『男女共同参画白書』内閣府

内閣府 2006『男女共同参画白書』内閣府

内閣府 2000『男女共同参画基本計画』内閣府

内閣府 2005『第 2 次男女共同参画基本計画』内閣府

内閣府 2010『第 3 次男女共同参画基本計画』内閣府

表1 男女共同参画基本計画に見られる障害問題への言及と変遷

第1次基本計画(2000)	第2次基本計画(2005)	第3次基本計画(2010)
		<p>第1部 基本的な方針</p> <p>第3次基本計画において改めて強調している視点</p> <p>様々な困難な状況に置かれている人々への対応</p> <p>単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で貧困に陥る層が増加している。女性は、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として貧困など生活上の困難に陥りやすい。また、障害がある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくない。</p> <p>今後取り組むべき喫緊の課題</p> <p>雇用・セーフティネットの再構築</p> <p>様々な生活上の困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、家族や地域の持つ相互扶助機能の低下に対応したセーフティネットの再構築や、個人の様々な生き方に沿った切れ目ないサービスの提供を推進する。また、障害者や定住外国人が、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合に、適切な支援を行う。</p>
		<p>第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画</p> <p>障害のある子どもへの対策の充実</p> <p>・障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。さらに、障害のある子どもが、身近な地域で安心して生活できるよう在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、障害の特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取組を推進する。</p>

	<p>2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 法令や条約の周知等</p> <p>男女共同参画に関連の深い男女共同参画社会基本法などの国内法令、女子差別撤廃条約などの条約等について、わかりやすい広報を工夫するなど、その内容の周知に努める。また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の情報提供に努める。その際、児童、高齢者、障害者、外国人等情報を得にくい状況にある者に対して配慮する。</p>	<p>第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革</p> <p>男女共同参画に関連の深い男女共同参画社会基本法などの国内法令、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約などの条約等、男女共同参画に関する国内外の動向等について、わかりやすい広報の工夫などにより、その内容の周知に努める。また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の情報提供に努める。その際、児童、高齢者、障害者、外国人等情報を得にくい状況にある者に対して配慮する。</p>
<p>6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備 (4) 障害のある者への配慮の重視</p> <p>「ノーマライゼーション」の理念に基づいて障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会を構築し、障害者施策の目標である「完全参加と平等」の実現を目指す。その際、あらゆる場面で障害のある女性への配慮を重視する。</p> <p>総合的な障害者施策の推進：障害者基本法に基づく障害者基本計画に従い、障害のある人々に対するサービスの整備、障害のある人々が社会生活を送る上で直面する物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面での障壁及び意識上の障壁等の除去に向けて、障害のある女性のニーズへの対応に配慮しつつ、各種施策を計画的に推進する。</p>	<p>6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備</p> <p>高齢期の男女や障害のある男女の社会参加の拡大や高齢者を社会全体で支えていく考え方に立った介護体制の整備を図るとともに、高齢者の経済的自立や安全・安心を確保し、あわせて年齢や障害の有無にかかわらず、男女がいきいきと安心して暮らせる社会を目指す。</p> <p>(4) 障害者の自立した生活の支援</p> <p>障害のある人もない人も共に生活し活動できる「ノーマライゼーション」の理念に基づいた社会を構築し、障害者施策の目標である「完全参加と平等」の実現を目指す。その際、あらゆる場面で障害のある男女それぞれへの配慮を重視する。</p> <p>(5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備</p> <p>社会のあらゆる分野で女性と男性が安全・安心な状況の中で自らの能力を十分に発揮し、自己実現を図っていく観点から、社会基盤の整備に当たってこれまでとすれば障害のない成人男性を前提としがちであった施策の立案・実施等に関し、日常的に利用する女性や高齢者、障害者等のニーズが十分に反映されるよう努める。</p>	<p>第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 <基本的考え方></p> <p>女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高いため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受ける。また、障害があること、日本で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることからくる複合的に困難な状況に置かれている場合がある。さらに、性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要である。</p> <p>このため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境整備を進める。</p> <p>数値目標：障害者の実雇用率（民間企業） 1.68%（平成22年6月）→1.8%（平成32年）</p> <p>2 障害者が安心して暮らせる環境の整備 施策の基本的方向</p> <p>障害のある男女それぞれへの配慮を重視しつつ、障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築を進める。その際、障害のある女性は、障害に加えて、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要がある。</p>

	<p>総合的な障害者施策の推進</p> <p>障害者基本法に基づく障害者基本計画に従い、障害のある人々に対するサービスの整備、障害のある人々が社会生活を送る上で直面する物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面での障壁及び意識上の障壁等の除去に向けて、障害のある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、各種施策を計画的に推進する。</p> <p>高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備</p> <p>「バリアフリー化推進要綱」(平成16年6月)に基づき、高齢者、障害者を含むすべての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割を責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びを持って生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化のための施策を強力に推進する。</p> <p>高齢者及び障害者の自立を支援し、介護者にも使いやすい医療・福祉関連機器等の開発・普及・評価基盤の整備、高齢者及び障害者が情報を得やすい情報通信関連機器・サービス等の開発・提供を促進する。</p> <p>住宅及び公園の整備を含む高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり、まちづくり、交通機関、道路交通環境など高齢者及び障害者が自立しやすい社会基盤の整備を促進する。</p>	<p>ア 総合的な障害者施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の考えの下、障害者が地域で自立して暮らせるようにするため、日常生活や社会生活の支援を図っていくことが重要である。このため、障害のある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、障害のある人々に対するサービスの整備、障害のある人々が社会生活を送る上で直面する物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面での障壁、意識上の障壁等の除去に向けて、各種施策を総合的に推進する。 ・障害者の権利に関する条約(仮称)の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うこととしており、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の改正、障害を理由とする差別を禁止する法律の制定、障害者総合福祉法(仮称)の制定等を目指す。 ・上記の検討・構築に当たっては、「男女の平等」を含む上記条約の原則を十分に踏まえるとともに、男女別の統計情報の充実等についても検討するなどして男女共同参画の視点に十分配慮する。 <p>イ 障害者の自立を容易にするための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、障害者を含む全ての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びを持って生活を送ることができるよう、障害者の移手段の確保や「心のバリアフリー」など、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化のための施策を強力に推進する。 ・子育てをする障害のある女性に対しての支援の仕組みが不十分であることや、障害に加え、子どもとの関わりに関する知識等を習得する環境が整わない場合には子育ての困難を抱えるケースのあること等の問題が指摘されている。子育てをする障害のある女性への理解や、支援に何が重要なのかについて地域での理解を深めるための取組を行う。 ・発達障害者(児)に対する乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援を引き続き推進する。
--	---	--

		<p>・障害者の自立を支援し、介護者にも使いやすい医療・福祉関連機器等の開発・普及の推進や、障害者が情報を得やすい情報通信関連機器・サービス等の開発・提供を推進する。</p> <p>・住宅及び公園の整備を含む障害者にやさしい住まいづくり・まちづくり、交通機関・道路交通環境の整備など障害者が自立しやすい社会基盤の整備を推進する。</p> <p>ウ 雇用・就労の促進</p> <p>・障害のある人については、近年、その就労意欲が着実な高まりを見せる中で、より多くの就職希望を実現するとともに、男女ともにいきいきとした職業生活を送ることができるようにするため、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）や障害者雇用対策基本方針（平成 21 年厚生労働省告示第 55 号）等を踏まえた就労支援について、質・量ともに一層の強化を図る。</p> <p>・障害のある子どもが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、特別支援学校高等部等において職業教育を推進する。</p> <p>4 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応</p> <p>施策の基本的方向</p> <p>人々が安心して暮らせる環境の整備を進めるためには、障害があること、日本で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要がある。また、男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々に対し、人権尊重の観点からの配慮が必要である。このため、人権教育・啓発等を進める。</p> <p>・障害者、外国人、アイヌの人々、同和問題等に係る人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、相談者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。</p>
--	--	--